

第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり

1 提供区域の設定

現在、安威川以北と安威川以南の圏域では、各年齢の児童人口が大きく異なり、5歳以下については、安威川以南より安威川以北の方が2倍ほど児童数は多く、それに伴い教育・保育事業も安威川以北の方が多い状況にあります。

第1期及び第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画においては、保育の提供区域について、市内における社会資源の整備状況や他の計画で設定している地域区分を考慮し、身近な区域であり他の計画や市の政策とも整合のとりにやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としました。

居住地区別に事業の市外利用の現状・意向をみると、安威川以北圏域では、幼稚園（教育）の市外での利用が一定数いることから、教育事業の利用については、引き続き、市全体での提供とすることが望ましいと判断しました。

安威川以北と安威川以南では、区域での人口差が大きいことや施設数に差があるため、量の調整や確保が困難な面もあり、複数の区域設定でなく、市全域で1区域とすることも考えられますが、身近な圏域での事業利用を可能とする点を考慮し、引き続き、2圏域と設定しました。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、希望に応じて複数の施設を利用することも可能であり、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域と設定しました。



3 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業

本計画において、量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

事業名		対象者	提供区域
教育・保育等	1号認定 (満3歳以上で、家庭以外での教育を希望する場合)	3～5歳	1圏域
	2号認定 (満3歳以上で、家庭以外での保育を必要とする場合)	3～5歳	2圏域
	3号認定 (満3歳未満で、家庭以外での保育必要とする場合)	0歳 1・2歳	
	<u>乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)</u>	<u>0歳6か月 ～3歳未満</u>	<u>1圏域</u>
地域子ども・子育て支援事業	(1)時間外保育事業(延長保育事業)	0～5歳	1圏域
	(2)放課後児童健全育成事業	小学生	
	(3)子育て短期支援事業	0～18歳 未満	
	(4)地域子育て支援拠点事業	0～5歳	
	(5)一時預かり事業	3～5歳 0～5歳	
	(6)病児保育事業	0～5歳	
	(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小学生	
	(8)利用者支援事業	0～5歳	
	(9)乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月 までの乳児	
	(10)養育支援訪問事業(子育てアドバイザー派遣事業)	支援が必要な家庭	
	(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	—	
	(12)妊婦健康診査事業	妊婦	
	(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	1～3号 認定者	
	(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	
	(15)親子関係形成支援事業	0～18歳 未満	
	(16)児童育成支援拠点事業	0～18歳 未満	
	(17)子育て世帯訪問支援事業	0～18歳 未満	
	<u>(18)産後ケア事業</u>	出産後1年 未満の母子	

4 教育・保育等の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

(2)教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

(3)教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策

教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行に努めます。

■教育・保育における認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。

令和7年度は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として新たな給付制度として実施します。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

国が定める実施要件や基準をふまえた上で、実施する施設を決定し、利用ニーズを確保できるよう努めます。

(単位：時間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180
確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180

※令和7年度は、年度途中から実施予定です。

(18) 産後ケア事業

出産後の心身が不安定な時期に支援が必要な母子を対象とし、育児のサポート等を行います。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、必要に応じた利用を啓発するとともに、支援体制の整備・充実に努め、利用者のニーズへの対応を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	438	432	444	438	444
確保の内容	438	432	444	438	444

④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。

令和7年度は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは新たな給付制度である「乳児等のための支援給付」として実施します。

■計画

(単位：時間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180
確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180